

ラオス最高人民裁判所官房長ブンクワン・タヴィサック氏 「主体性を尊重し、共に歩む支援を」

国際協力部教官

梅本友美

第1 経歴等

ブンクワン・タヴィサック (Bounkhouang THAVISACK) 氏は、1998年に大学法学部を卒業し、同年人民裁判所専門職員として採用され、2002年裁判官に任官した。

その後、JICAの人材育成奨学計画（いわゆるJDS）を利用して名古屋大学大学院に留学。2009年に同大学で法学修士号を取得した。修士課程の研究テーマは、家事事件手続だという。ラオスには、家庭裁判所も、家事事件に関する特別な手続法規もない。家庭内のデリケートな問題を一般民事事件と同様に処理していくことに限界を感じ、日本の家事事件手続に関する知見を学んでラオスの実務改善に役立てたいという思いがあった。タヴィサック氏には多くの海外滞在経験があるが、日本での留学生活はどこかほっとするような安心感があり、同行した家族も気持ちよく過ごせたという。タヴィサック氏は、「何も心配いらない。」と日本語で付け加えて微笑んだ。

タヴィサック氏は、ラオスに帰国後、最高人民裁判所の民事合議体裁判官に任命され、裁判制度改革委員会の委員に抜擢された。裁判制度改革では、ディストリクト級裁判所に日本の簡易裁判所モデルを応用したり、民事訴訟法の改正に日本法を参考にしたり、留学経験が活かされたという。

2010年には最高人民裁判所研修所長に就任、現職は最高人民裁判所官房長であり、次期最高人民裁判所副長官との呼び声も高い。



【タヴィサック氏の執務室】

第2 日本の法整備支援との関わり

ラオスに対しては、法務省が、JICAと共に、1998年に支援を開始し、2003年から2008年までの法整備支援プロジェクトの後、2010年から2014年まで法律人材育成強化プロジ

ェクト・フェーズ1が実施され、現在、同プロジェクト・フェーズ2が進行中である。こうしたプロジェクトは、日本の研究者等から成るアドバイザーグループ（AG）や長期派遣専門家の支援の下、ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学を母体とするワーキンググループ（WG）により進められている。

タヴィサック氏は、上記の各プロジェクトにいずれもWGのメンバーとして関与した。当初は、日本による法整備支援について懐疑的な思いもあったという。「最初は、日本のシステムティックな仕事のやり方にラオス人が適応できるのか疑問がありました。ところが、実際に日本の専門家と一緒に働いてみると、日本のやり方を押し付けるのではなく、まず我々と共通認識を形成してから、ステップバイステップで進めてくれたので、非常に働きやすかったです。基本的には、ラオス人が主導し、必要な時にいつでもAGや専門家から助言を受けられる体制を作ってくれました。」



法整備支援プロジェクトの成果の一つである判決書起案マニュアルは、現在、実務の基本書として活用されている。「裁判所の研修所の教材になっているので、裁判官は皆この本を勉強したことがあります。また、国立司法研修所でも、裁判官教官が修習生のレベルに合わせて、この本の基礎的な部分を教えています。」

タヴィサック氏が書棚から取り出して見せてくれた判決書起案マニュアルは、最高人民裁判所による改訂版だという。「プロジェクト終了後、法改正があったので、我々自身の手でマニュアルを改訂しました。現行の法律に則した内容になっています。」

【判決書起案マニュアルを示すタヴィサック氏】

第3 法整備支援の成果

法整備支援の効果として、まず、タヴィサック氏が強調したのは、人材育成上の観点である。「私も、他の委員も、WGに参加することで、ラオスの法律のみならず、日本の法律や世界のスタンダードを知ることができました。また、AGの先生方や専門家から、法律研究のノウハウや表現方法を教わりました。例えば、プロジェクト開始当初は、私も含めWGのメンバーは自分の考えをうまく説明できず、議論も迷走しがちでしたが、徐々に簡潔かつ理論的に意見を言えるようになりました。また、ハンドブック、コメンタリー、リサーチペーパー等用途に応じた法律文書の書き方も学びました。」

タヴィサック氏によれば、こうした知識やノウハウは、WG内部だけにとどまらず、メンバーの一人ひとりが所属機関に持ち帰って展開し、現在は司法部門の一般職員にも伝わっているという。

次にタヴィサック氏が挙げたのは、プロジェクトで作成された成果物である。プロジェクトの取組として起草した民法典草案は、国会審議中であり、間もなく成立が見込まれている。また、作成された教材は、実際に、実務や教育の場で活用されている。

最後に、社会全体への波及効もあるという。「例えば、フェーズ1で作成した手続・法令チャートは、全国の裁判所に配布され、備え付けられています。いつでも、誰でも、裁判所に行けば、これを閲覧・謄写することが可能です。ですから、一般市民であっても、手続・法令チャートを見て、現に目の前で行われている裁判手続が法律に適合しているかを検証することができるようになりました。」

第4 今後の展望

タヴィサック氏は、今後も、教材や民法典の逐条解説の作成、一貫性のある法曹養成制度の構築について、日本の支援が必要であると述べた。支援の手法は、現行の仕組みを維持してほしいという。「ラオスのWGが主体となり、日本のAGと専門家が助言するという方法が最も合理的だと思います。ラオス側が主体となることで、教材等を作る段階でも、ラオスの社会に適合するよう応用することができますし、使う段階でも、ラオス人が一緒に考えたという誇りがあるので、浸透しやすくなります。フランスやアメリカの教科書をそのまま使えと言われても、素直に受け容れられないでしょう。」

そして、タヴィサック氏は、今後の支援の在り方について、ラオス、日本双方の課題を挙げた。まず、ラオス側の課題は、WG実施機関において、プロジェクトの意義を理解し、真摯な取組みを継続することであるという。「100人いれば100通りの考えがありますから、裁判所内でも、プロジェクトに好意的な意見ばかりとは言い切れません。そこで、教材等が完成すると、裁判所内で会議を開き、我々の同僚がWGに参加してこのような成果が生まれたこと、その成果を裁判所全体が享受できることを積極的に広報し、理解を広げる取組をしています。さらに、WGへの積極的参加を促すため、WGを小グループに分け、各メンバーに仕事や役割を分担させたり、敢えてシニアメンバーには発言を控えてもらい、若手が意見を述べやすい環境を整えるといった工夫もしています。私がWGの後輩に伝えたいことは、自分の携わる作業の意味を考えてほしいということです。今やっている作業が国の将来に役立つという意識さえあれば、どんな作業であっても、やり甲斐をもって取り組めると思います。WGの活動が、裁判官の仕事と同様、社会に貢献するものであるという認識を広げていきたいです。」

一方、日本側の課題は、事業の計画段階からラオス側の関与を増やしていくことであるという。「これまでプロジェクトの進め方については日本に頼りきりでしたが、少しずつラオスに考えさせることが必要だと思います。そうすれば、最終的に、ラオスが計画・立案し、運営していけるようになります。今後フェーズ3、4と回数を重ねるだけでなく、一定の時期にラオスが自立できるような支援をしてほしいのです。子育てだって同じでしょう。最初は、親が子供を抱っこしてやりますが、子供が一人で立てるようになり、歩けるようになると、親は少し離れて見守ってやる、そして、最後は、子供は親元から走り出

していくというように。日本の支援もいつかは終わります。その時、ラオスが自分の足で歩いていけたら、理想的ですね。」



【タヴィサック氏と筆者】